

パレスチナ自治区ガザ地区における即時の人道的停戦を求める意見書

パレスチナ自治区ガザ地区を実効支配するイスラム組織ハマスとイスラエルの武力衝突により、双方に多数の死傷者が出ており、特にガザ地区では多くの子供たちが犠牲となっている。また、家屋の半数以上が破壊され、人口のおよそ8割に当たる約180万人が避難を余儀なくされるなど、深刻な状況が続いている。

令和5年12月12日、国連総会の緊急特別会合においてガザ地区の破局的事態を回避するための即時の人道的人道的停戦を要求する決議案の採決が行われ、日本を含む153か国が賛成し、反対はアメリカやイスラエルなど10か国にとどまり、圧倒的多数の賛成で採択された。

イスラエル・パレスチナ問題はこれまでの長い歴史の中で、状況は複雑化し、幾度となく武力衝突が繰り返されてきた。しかし、いかなる理由があろうとも一般市民への攻撃と非人道的行為は正当化できるものではない。

沖縄はさきの大戦において一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦を経験したことから、我が国をはじめ、世界に向けて恒久平和を希求し発信してきた。多くの子供たちや住民が犠牲となっているガザ地区の状況は、凄惨な沖縄戦の記憶と重なり、多くの県民が心を痛めている。

両者が国連決議を尊重し、ガザ地区での破局的な事態を回避するため、即時の人道的人道的停戦に応じることを強く求め、全ての人質の即時かつ無条件の解放及び人道的人道的支援の拡大を求めるものである。

よって久米島町議会は、日本政府及び国会に対し、パレスチナ・ガザ地区における危機的な人道的人道的状況が一刻も早く改善されるよう、特に以下の点の実現において、一層の外交努力を求める。

記

1. ガザ地区における即時かつ恒久的な停戦
2. 食糧・飲料水・医療品など必要支援物資のガザ地区への搬入
3. イスラエル、そしてその同盟国やハマスに対して、国際人道法を含む国際法の遵守及び国連決議の尊重

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年3月25日

沖縄県久米島町議会

(あて先)

内閣総理大臣、外務大臣、衆議院議長、参議院議長